

幼稚園・保育所・認定こども園 入所申込み案内

受付期間

■幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）

利用を希望する幼稚園・認定こども園に直接お申込みください。

■保育所・認定こども園（保育所機能）

	入 所 希 望 日	受 付 期 間
令和8年度	令和8年11月	令和8年9月1日(火)～30日(水)
	令和8年12月	令和8年10月1日(木)～30日(金)
	令和9年1月	令和8年11月2日(月)～30日(月)
	令和9年2月	令和8年12月1日(火)～25日(金)
	令和9年3月	令和8年12月14日(月)～令和9年1月15日(金)
令和9年度	令和9年4月1日	令和8年11月16日(月)～12月25日(金)
	令和9年4月2日～30日	令和9年2月1日(月)～26日(金)
	令和9年5月	令和9年3月1日(月)～31日(水)
	令和9年6月	令和9年4月1日(木)～30日(金)
	令和9年7月	令和9年5月6日(木)～31日(月)
	令和9年8月	令和9年6月1日(火)～30日(水)

年齢別クラス

ク ラ ス	生 年 月 日	
	令和8年度	令和9年度
5歳児（年長）	令和2(2020)年4月2日～ 令和3(2021)年4月1日	令和3(2021)年4月2日～ 令和4(2022)年4月1日
4歳児（年中）	令和3(2021)年4月2日～ 令和4(2022)年4月1日	令和4(2022)年4月2日～ 令和5(2023)年4月1日
3歳児（年少）	令和4(2022)年4月2日～ 令和5(2023)年4月1日	令和5(2023)年4月2日～ 令和6(2024)年4月1日
2歳児（満3歳）	令和5(2023)年4月2日～ 令和6(2024)年4月1日	令和6(2024)年4月2日～ 令和7(2025)年4月1日
1歳児	令和6(2024)年4月2日～ 令和7(2025)年4月1日	令和7(2025)年4月2日～ 令和8(2026)年4月1日
0歳児	令和7(2025)年4月2日～	令和8(2026)年4月2日～

目 次

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用するために必要な認定は？	・・・ 1
利用施設別の無償化の対象について	・・・ 1

施設の種類と認定区分

施設の種類と認定区分について	・・・ 2
◆認定こども園における認定区分の変更について◆	

1. 保育所・認定こども園（保育所機能）の利用

1 教育・保育給付認定（2号・3号認定）について	・・・ 3
2 申請前に確認してほしいこと	・・・ 4
3 入所決定までの流れについて	・・・ 6
4 保育料と副食費について	・・・ 8
5 入所決定後に必要となる手続きについて	・・・ 12
6 通常保育以外の保育サービスについて	・・・ 13
7 公立保育園の民営化について	・・・ 13
8 必要書類について	・・・ 14

2. 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の利用

1 教育・保育給付認定（1号認定）と申請手続きについて	・・・ 21
2 預かり保育にかかる無償化（新2号・新3号認定）について	・・・ 22

3. 子育て支援等

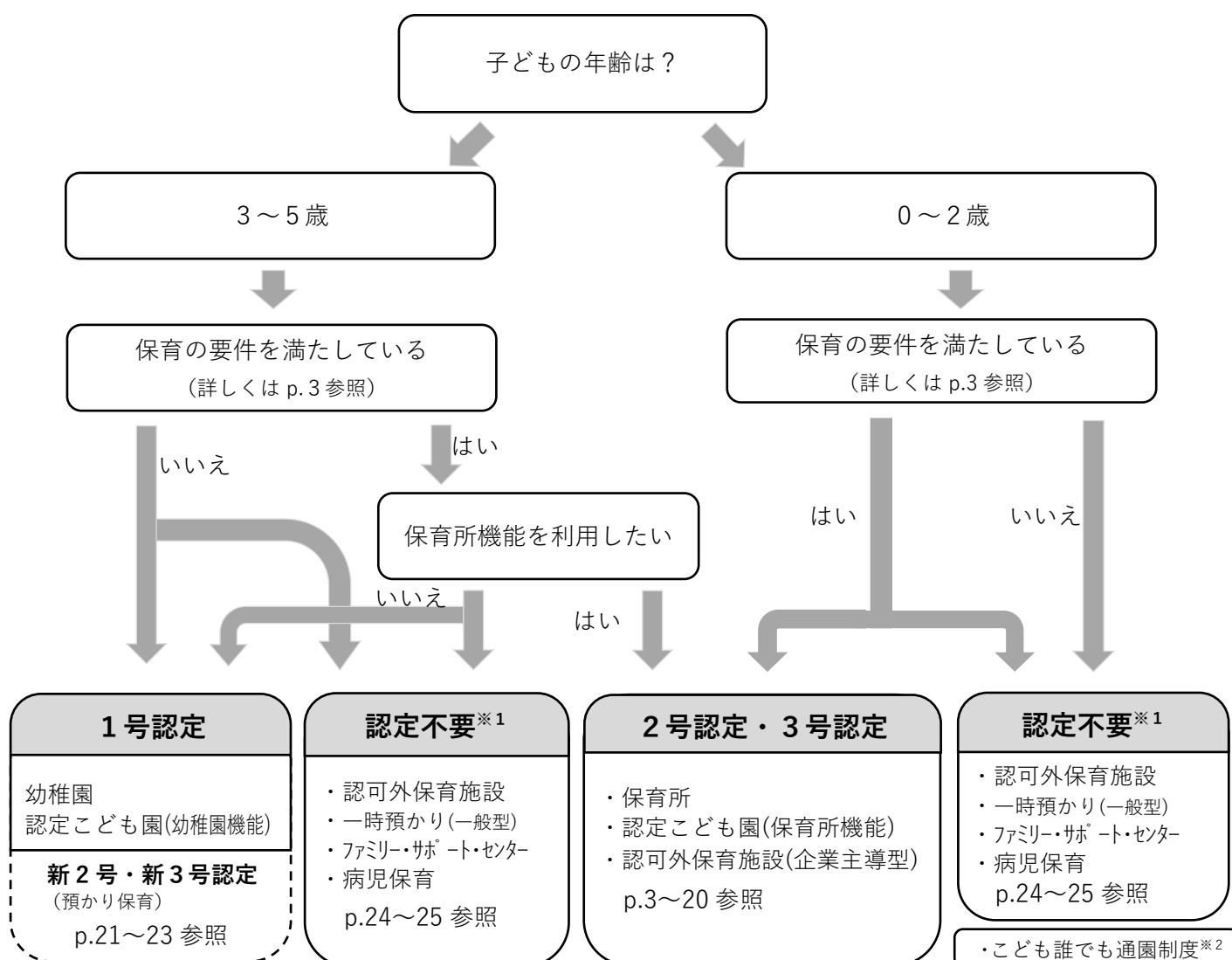
1 子育て支援事業	・・・ 24
2 その他子育てに関する情報	・・・ 27

4. 参考

○幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表	・・・ 28
----------------------	--------



幼稚園・保育所・認定こども園等を利用するために必要な認定は？



※1 利用するための認定は不要ですが、利用料の無償化を受けるためには、無償化の認定が必要です。

※2 利用するためには、乳児等支援給付認定とメールアドレスの登録が必要です。(p.24 参照)

■利用施設別の無償化の対象について

施設区分		認定 区分	クラス年齢	無償化の対象		
				対象児童	対象範囲	無償化の申請
保育所 認定こども園（保育所機能）		2号	3～5歳児	全員	保育料全額	不要
		3号	0～2歳児	非課税世帯の子ども 第2子以降の子ども		
幼稚園 認定こども園 （幼稚園機能）	教育標準時間	1号	満3～5歳児	全員	預かり保育料 （上限あり） ※p.22 参照	必要
	預かり保育	新2号	3～5歳児	保育の必要性のあ る子ども		
		新3号	満3歳児	保育の必要性のあ る非課税世帯		
認可外保育施設 一時預かり（一般型） ファミリー・サポート・センター 病児保育		新2号	3～5歳児	保育の必要性のあ る子ども	利用料（上限あり） 詳しくは市 HP 参照 	
		新3号	満3歳児	保育の必要性のあ る非課税世帯の子 ども		
			0～2歳児			



施設の種類と認定区分

保育所は、就労や病気などのために家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設で、幼稚園は、小学校就学前の子どもを対象に集団生活の中での体験や遊びを中心とした教育を行います。

認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設です。

満3歳以上の子どもは、保護者の保育を必要とする事由の有無に関わらず利用できますが、3歳未満の子どもは、保育所機能のみの利用となります。

施設の種類と認定区分について

認定区分	2号・3号認定（保育認定）		1号認定（教育認定）
施設の種類	保育所・認定こども園（保育所機能）		幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）
対象年齢	0歳～小学校就学前		満3歳～小学校就学前
保育時間	保育標準時間	保育短時間	各施設の教育時間 （おおむね4時間） 〔教育時間の前後の時間帯で 預かり保育を利用できます。※2〕
保育所等を利用できる時間※1	開園時間 （最長11時間）	園が定める時間 （最長8時間）	
1か月の就労時間等	120時間以上	64時間以上 120時間未満	
保育を必要とする事由	必要		不要
申込方法	P.3 参照		p.21 参照

※1 保育所等での保育の利用日数と利用時間については、就労時間帯での保育体制の確保やお子さまの育成上の配慮という観点から、必要な範囲での利用を想定しておりますので、認定を受けた際の要件や時間の中でのご利用をお願いします。

認定を受けた上限時間を超えて利用する場合は、延長保育となり、保育料とは別に利用料がかかります。

園によって開園時間が異なります。詳しくは p.28～29 をご確認ください。

※2 預かり保育を利用するには、園で定める利用料がかかります。保育を必要とする事由等の要件を満たす場合、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けることで利用料が一定金額まで無償となります。詳しくは p.22 をご確認ください。

◆認定こども園における認定区分の変更について◆

保育所機能⇒幼稚園機能（2号から1号への変更）

退職などにより保育を必要とする事由がなくなった場合、利用している認定こども園で保育士の配置や定員に空きがあるなど条件を満たせば、同じ園の中で保育所機能（2号）から幼稚園機能（1号）に利用する機能を変更し、継続して園を利用することができます。

幼稚園機能⇒保育所機能（1号から2号への変更）

就労などにより、教育時間を超えて保育が必要となった場合、利用している認定こども園の保育士の配置や定員に空きがあるなどの条件を満たせば、同じ園の中で幼稚園機能から保育所機能に変更し、園を利用することができます。

詳細については、入所後に配布される「利用のしおり」をご確認いただき、園へ相談ください。

1. 保育所・認定こども園(保育所機能)の利用

保育所・認定こども園（保育所機能）は、就学前のお子さまが、日中家庭で必要な保育を受けることが困難な場合に利用する施設です。認定を受けるには、保育の利用を必要とする事由が必要です。

1 教育・保育給付認定（2号・3号認定）について

保育の利用を必要とする事由		認定の期間	利用時間	
			標準時間	短時間
就労	1月当たり64時間以上（休憩時間を除く）の労働を常態とする場合 ※時間外勤務は含まれません。	事由が無くなるまで （小学校就学前まで）	○	○
妊娠・出産	出産予定日前後各8週の期間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週間前から	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	○
疾病・障がい	疾病や負傷、または精神もしくは身体に障がいを有している場合	事由が無くなるまで （小学校就学前まで） ※3か月ごとに 診断書の提出が必要です。	○	○
介護等	親族を常時介護または看護している場合	事由が無くなるまで （小学校就学前まで）	○	○
災害復旧	震災・火災等の復旧に従事している場合	事由が無くなるまで （小学校就学前まで）	○	○
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	認定日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで	×	○ 原則 平日のみ
就学・職業訓練	就学（職業訓練）中の場合	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで	○	○
その他	上記各事由に類する場合	市が認める期間	○	○

■虚偽の申請や報告等をした場合、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

虚偽の申請や報告等を行った場合や次に該当する場合は、入所を承認しない、もしくは入所を一時停止する、または保育所等における保育を行うことを解除することがあります。

- ☐ 悪質の疾病にかかり、伝染のおそれがあると認められるとき。
- ☐ 心身の障害その他の事由により保育所等において保育することが不適當であると認められるとき。
- ☐ 他の児童に悪影響があると認められるとき。
- ☐ 引き続き1か月以上の期間、届出をしないで欠席したとき。

(1) 見学について

園によっては見学を必須としているところもありますので、利用を希望する園に直接連絡の上、見学をしてからの申請をおすすめします。

また、短期間で環境を変えることはお子さまにとっての負担となるため、入所した園には**最低6か月間継続して利用**していただきます。この期間は、基本的には転園できません。

転園の手続きについては、新しく入所される方と同じく利用調整の対象となります。利用調整の結果によっては、希望する時期に転園が決まらない場合があります。

★見学時のチェックポイント★

- ☐ 園や先生の雰囲気は、親子ともに気に入りましたか？
- ☐ 園の教育方針や運営規定について、納得できる内容でしたか？
- ☐ 園までの道のり（経路や所要時間など）は、通いやすいですか？
- ☐ 保育料・副食費以外の実費負担があるかどうか確認しましたか？

* 心配なこと、気になることがあったら、園の先生に聞いてみましょう！

見学予約

【施設一覧】

p.28～29

保護者の方が、希望園に
直接お申込みください

(2) アレルギー、配慮を必要とするお子さまについて

お子さまに障がいや食物アレルギーがある場合や、医療的配慮を必要とするなど特別な支援が必要な場合、障がいの判定の有無にかかわらず、お子さまと一緒に見学に行き、園の先生に対応が可能か相談をしてください。

また、お申込みの際に、**申請書の「健康状態」欄に必ず記入の上、子どもサービス課の窓口でご相談ください。**なお、利用調整にあたって関係機関に情報共有させていただく場合がございますのでご了承ください。

相談や申し出がないまま入所が決まり、入所時に支援の必要があることがわかった場合は、園で受け入れ体制が整わず、受け入れできないこともありますのでご注意ください。

(3) 市町村民税が未申告の方について

保育料や副食費の徴収免除を決定するためには、保護者の市町村民税の申告が必要です。

令和8年度分の市町村民税について、まだ申告がお済みでない方は、**令和8年1月1日現在の住民登録地**で申告を行ってください。収入がなかった方も申告が必要です。

市町村民税が確認できない場合は、最高階層で保育料や副食費の徴収を決定します。

【函館市に申告する場合】

税務室 市民税担当（函館市役所2階） TEL (0138) 21-3213

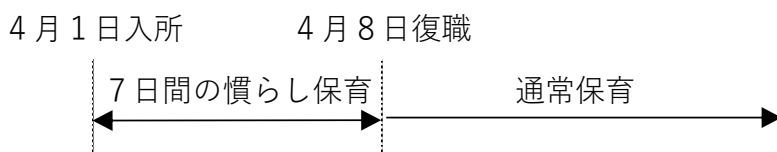
(4) 慣らし保育について ～入所した初日から慣らし保育を利用できます～

慣らし保育とは、新しい環境の変化によるお子さまの負担を軽減するために、入所初日から数日かけて徐々に保育時間を延ばしていくことです。

慣らし保育の期間中は、お迎えの時間が早くなります。園を見学されるとき等に保育内容を確認してください。

- ・ 函館市では、入所日から1週間程度の、慣らし保育の利用ができます。
 - ・ 慣らし保育期間中も、通常と同じ保育料がかかります。
 - ・ 慣らし保育の保育ペースやお迎えの時間は、園に直接お問い合わせください。
 - ・ 慣らし保育期間中に限り、就労および育休復帰の前からの利用を認めています。
- ※ただし、慣らし保育期間終了後すぐに保護者が就労を開始することを条件とします。

◆慣らし保育の入所イメージ



(5) 函館市外の市区町村にお住まいの方について

■函館市へ転入予定の方

申請書類は函館市の様式を使用し、申請時点の状況を記載の上、函館市へご提出ください。転入に伴い、現在の居住地での就労先を退職する場合は、函館市に転入後の状況に合わせて、必要な書類をご準備ください。転入後の新しい就労先が決まっている方は、内定の就労証明書でも受付いたします。

また、転入に関する申立書の提出が必要です（p.10 参照）。なお、入所日までに函館市内に住民登録がない場合は入所取り消しとなりますので、転入の手続きは余裕をもって行ってください。

■函館市外の住民登録のまま、函館市内の園を利用する方（広域入所）

申請受付・問い合わせ先は、住民登録のある自治体となります。広域入所の利用には就労等の条件がありますので、まずはお住まいの市町村へご相談ください。

◆申請について

- ・ 申請書類は**お住まいの市町村の様式**を使用し、市町村の窓口へご提出ください。
- ・ 申請締切日は函館市必着となります。市町村経由での提出ですので、余裕をもってお申込みください。

◆結果通知について

- ・ 入所の可否については、お住まいの市町村から結果を通知いたします。
- 函館市では**結果について一切回答できません**ので、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ・ 保育認定や保育料の算定は、住民登録のある自治体で行います。

(1) 入所の決定（利用調整）について

保育所・認定こども園の入所は、先着順や抽選ではなく、「**利用調整**」によって決定します。より保育の必要性の高いお子さまから優先して入所するために、保育の利用を必要とする事由や世帯の状況を点数化し、点数が高い方から順番に入所を決定します。

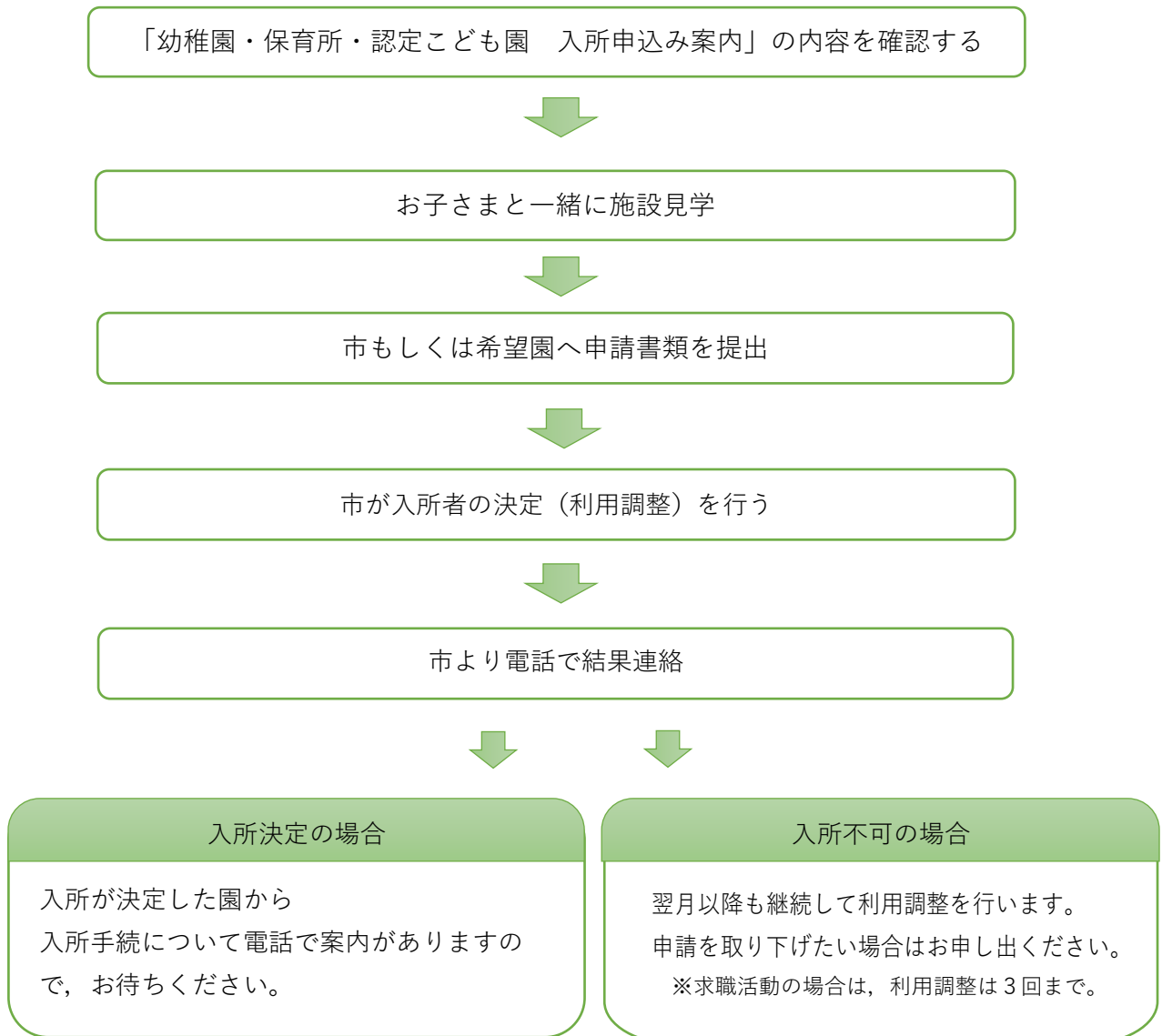
希望する園に必ず入所できるわけではありません。

各園では、年齢クラスごとに定員があります。

入所を希望するお子さまが定員を上回る場合は、利用調整の途中で定員に達してしまい、結果によっては入所できないことがあります。

また、利用調整は市が行っていますので、**見学や問い合わせの際に「空きがある」とお伝えしている場合や、きょうだいが在園している場合でも、入所をお約束するものではありませんのでご注意ください。**

■入所決定までの流れ



(2) 結果連絡について

入所希望月の前月中旬頃、入所決定および不可について市から電話でご連絡します。

◆他園紹介について

入所不可の電話連絡の際に、その時点で定員に空きがあり利用調整が可能な園をご紹介します。

- * ご紹介した園への入所を強制するものではありません。ご紹介した園が条件等に合わない場合は、断っていただいてもかまいません。ただし、その場合はすぐに他の希望者へご紹介させていただきます。
- * 指定の期日までにご回答がない場合は、ご紹介自体をキャンセルとさせていただきますことがあります。
- * 空き状況によっては、ご紹介できる園が無い場合がありますのでご了承ください。

■入所決定の場合

市の結果連絡後、園から入所手続について連絡があります。

※書類の再提出が必要な方は、市または園へ**入所日まで**にご提出ください。

◆就労証明書の再提出について

以下に当てはまる方は、入所決定後に就労証明書をあらためて発行して提出してください。

なお、保育料・副食費の決定は、就労証明書の再提出後となります。

☐ 育児休業取得中の方

「育児休業終了日」および「復職日」を、育児休業を切り上げた日に合わせて新たに発行されたもの

☐ 就労内定の方

「証明日」が、就労を開始した日以降の日付で発行されたもの

☐ 転入者の方

「証明日」が、転入日（本市に住民登録した日）以降の日付、かつ就労を開始した日以降の日付で発行されたもの

☐ 証明書の有効期間が切れている方

「証明日」が、入所日から遡って6か月以降に発行されたもの

■入所不可の場合

◆翌月以降の利用調整継続

翌月以降も引き続き希望園の入所を待つ方は、3月まで利用調整を行い、毎月結果を連絡します。年度内は改めて申請する必要ありません。

※保育の要件が求職活動の方は、利用調整を行うのは3回までです。その後も利用調整を希望する場合は、改めて申請してください。

◆申請取り下げ

翌月以降の利用調整を希望しない方は、申請を取り下げる旨お申し出ください。

(1) 市町村民税の課税年度について

保育料の算定および副食費徴収免除の判定は、世帯の課税状況や保護者の市町村民税所得の合計額によって行います。利用時間（保育標準時間、保育短時間）により料金が異なります。

■市町村民税所得割額について（毎年9月に切替）

4月分から8月分の 保育料および副食費徴収免除	前年度の市町村民税（前々年1月1日～12月31日までの収入）をもとに決定
9月分から翌3月分の 保育料および副食費徴収免除	当年度の市町村民税（前年1月1日～12月31日までの収入）をもとに決定

■祖父母等と同居している場合について

幼稚園・保育所・認定こども園を利用している児童が、父母のほか、祖父母等と同居している世帯において、父または母のいずれかの前年（4月から8月分の場合は前々年）の収入金額等が下表の基準額を超える場合は、父母の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額で階層認定（保育料の計算または副食費徴収免除可否）を行います。父母の収入によって生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

○同居の祖父母等の市町村民税額を含める場合について

次のいずれにも該当する場合は、祖父母等の扶養義務者の中で、世帯の最多収入者を家計の主宰者とみなし、主宰者となった方の市町村民税額を含めて階層決定を行います。

- ① 父母の収入金額等が基準額以下
- ② 同居の祖父母等の収入金額等が基準額を超える。

	収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
基準額	103万円	48万円

※収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。
 ※祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を階層認定（副食費徴収免除の判定）の対象に含みます。

○家計の主宰者を祖父母から父母に変更する場合について

祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）した後、父または母の収入が上記基準額を超えることが見込まれる場合は、申請により階層認定（副食費徴収免除）について父母の市町村民税額で判定することができます。

※直近3か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）の提出が必要となります。
 ※階層認定（副食費徴収免除の判定）の変更は、申請があった月の初日から適用となります。

世帯の状況により提出する書類が異なりますので、あらかじめ電話もしくは窓口にてお問い合わせください。

(2) 保育料について【0～2歳児クラス】

保育料は、満3歳未満の子ども（3号認定は全員、2号認定は当年度4月1日時点で満3歳未満の子ども）が対象です。料金は、市が定めた保育料基準額によって決定します。世帯ごとの「階層」（保護者の市町村民税所得割額の合計）と、保育施設の「利用時間区分」および世帯状況をもとに、市が算定しています。

第1子

階層および世帯状況と利用時間により、保育料を算定します。
（下記「保育料基準額表」参照）

第2子以降

きょうだいのうち2人目以降の子どもは、保育料が**無料**です。
きょうだいの年齢は問いません。



■函館市 保育料基準額表

	階層	標準時間		短時間	
		右記以外	ひとり親障がい世帯	右記以外	ひとり親障がい世帯
生活保護世帯または支援給付世帯	A	0		0	
非課税世帯	B	0		0	
均等割額のみ課税の世帯	C1	7,800	3,900	7,600	3,800
市町村民税所得割課税世帯	C2	12,300	6,150	12,100	6,050
	C3	16,700	7,850	16,400	7,700
	D1	20,400	9,000	20,000	9,000
	D2	21,800	9,000	21,400	9,000
	D3	25,100	9,000	24,700	9,000
		25,100		24,700	
	D4	28,500		28,100	
	D5	32,900		32,300	
	D6	36,400		35,800	
	D7	40,000		39,400	
	D8	43,600		43,000	
	D9	47,600		46,700	
	D10	51,700		50,800	
	D11	55,800		54,900	
	D12	59,700		58,500	
	D13	64,400		63,200	
	D14	69,000		67,800	
	D15	73,700		72,100	
	D16	78,400		76,800	
	D17	86,200		84,600	

◆多子世帯について

「生計を一にする子ども」をきょうだいとして数えます。

※進学等で別居しているきょうだいがある場合は、同一生計であること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要です。

なお、その子どもが函館市外に居住している場合は、保護者またはその配偶者の子どもであることを確認できる書類（戸籍謄本等）が必要です。

◆保育料を知りたい方へ

おおよその金額を知りたい方は、次の方法にて確認できます。

【利用上の注意】

正式な保育料の金額は、保育所等への入所が決定したあと（在園児の方の変更は、変更届の受付処理後）に算定し、園経由で通知します。

下記の方法により試算した料金は、実際の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

窓口へ来庁

来庁する保護者本人の顔写真付き身分証明書を持参の上、子どもサービス課の窓口へお越しください。

▶函館市役所1F（東雲町4-13）

※電話での問い合わせ・各支所では受付しておりません。

LINE（函館市公式）

右のQRコードを読み込んでアクセスできます。

※保護者（父母両方）の税額がわかるものをお手元にご用意ください。



※市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。

※未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、最高階層D17の保育料で決定します。

（３）副食費（おかず・おやつ代等）【３歳児クラス以上について】



満３歳以上の子どもは保育料が**無料**（１号認定は全員，２号認定は当年度４月１日時点で満３歳を迎えている子どもが対象）となりますが，副食費（おやつ・おかず代等）は，各園で定めている金額が**実費徴収**となります。徴収免除の可否については市が決定しており，免除の対象となった場合のみ「免除決定通知書」を交付します。

第１子・第２子

認定区分と世帯の課税状況等により，免除の可否を決定します。（表１参照）

第３子以降

免除の対象となります。ただし，一定の税額が課税されている世帯は，認定区分によって免除となる子どもの基準が異なり，該当しない場合は免除対象外となります。（表１・表２参照）

■表１ 副食費免除の判定基準

		1 号認定	2 号認定		
			ひとり親・障がい世帯	それ以外の世帯	
生活保護世帯または支援給付世帯		免除	免除	免除	
非課税世帯または 均等割額のみ課税の世帯					
市町村民税 所得割額課税世帯	57,700 円未満			免除対象外 (第 3 子：表 2 A のみ免除)	免除対象外 (第 3 子：表 2 B のみ免除)
	57,700 円以上 77,101 円未満				
	77,101 円以上				

◆第３子の数え方について◆

３人以上の子どもがいる世帯は，認定区分と課税状況によって「第３子」となる子どもの数え方の基準が異なります。一定の税額が課税されている世帯は，３人目以降の子どもであっても，下記ＡまたはＢの基準に当てはまらない場合は免除対象外となります。

■表２ 第３子の数え方について

	免除対象となる子ども	
免除	生計を一にする子ども（きょうだいの年齢は問いません）	
A（１号認定）	小学校３年生以下のきょうだいのうち，３人目以降の子ども	きょうだいとして数える小学校就学前の子どもは，次の施設に 在籍 または 利用 していること ≪対象施設≫ （在籍）保育所，幼稚園，認定こども園，地域型保育事業，特別支援学校幼稚部，児童心理治療施設 （利用）企業主導型保育施設，児童発達支援を受ける子ども
B（２号認定）	小学校就学前のきょうだいのうち，３人目以降の子ども	

例 1) 市町村民税所得割額が 57,700円以上77,101円未満 の世帯

		小学生		小学校就学前			1年後	小学生		小学校就学前		
		小4	小3	5歳児 (年長)	4歳児 (年中)	3歳児 (年少)		小5	小4	小1	5歳児 (年長)	4歳児 (年中)
1号	免除	第1子	第2子	第3子 免除	第4子 免除	第5子 免除		第1子	第2子	第3子	第4子 免除	第5子 免除
2号	免除 (ひ親・障)	第1子	第2子	第3子 免除	第4子 免除	第5子 免除		第1子	第2子	第3子	第4子 免除	第5子 免除
	B (上記以外)	—	—	第1子 対象外	第2子 対象外	第3子 免除		—	—	—	第1子 対象外	第2子 対象外

※世帯の課税状況の変化によっては例2の該当となる場合があります。

例 2) 市町村民税所得割額が 77,101円以上 の世帯

		小学生		小学校就学前			1年後	小学生		小学校就学前		
		小4	小3	5歳児 (年長)	4歳児 (年中)	3歳児 (年少)		小5	小4	小1	5歳児 (年長)	4歳児 (年中)
1号	A	—	第1子	第2子 対象外	第3子 免除	第4子 免除		—	—	第1子	第2子 対象外	第3子 免除
2号	B (ひ親・障)	—	—	第1子 対象外	第2子 対象外	第3子 免除		—	—	—	第1子 対象外	第2子 対象外
	B (上記以外)	—	—	第1子 対象外	第2子 対象外	第3子 免除		—	—	—	第1子 対象外	第2子 対象外

※市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。

※未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、免除対象外として判定します。

5

入所決定後に必要となる手続きについて

(1) 変更の届出について

保育要件や世帯状況等が変わったときは、必要書類を記入の上、現在利用している園へ提出してください。

《 必要書類 》

・ 教育・保育給付認定等変更申請(届出)書 ・ 変更内容を証明する書類（就労証明書等）

	例	認定	適用時期
世帯状況	☐ 住所変更 ⚠ 市外に転出すると現在の園は退園となります。 ただし、継続入所が可能な場合もありますので、希望する方は必ず転出手続き前に園または市へご相談ください。	全認定共通	翌月から※1
	☐ 家族（同居者）の変更 ・ 結婚，離婚 ・ 祖父母等の同居，別居 ・ 子どもが就職して独立した 等		
	☐ 子どもや家族が障がいの認定を受けたとき ・ 身体障害者手帳の交付を受けた等		
保育要件	☐ 保育を必要とする事由の変更 ・ 退職，ひと月あたりの就労時間が6 4 時間未満になった ・ 病気やけが等により休職または退職となった 等	2 号・3 号	翌月から※1
		新2 号・新3 号	申請日から※2
	☐ 保育の必要量（標準時間・短時間）の変更 ・ 育児休業の取得，復帰 ・ 転職，ひと月あたりの就労時間が変わった 等	2 号・3 号	翌月から※1

※1 月の初日(1日)に届出のあったものおよび家計の主宰者を保護者へ変更する届出（給与明細等の提出）については、当月からの適用となります。

※2 保育を必要とする事由がなくなった場合は、事由がなくなった日にさかのぼって認定を取り消します。

(2) 退所について

世帯状況の変化により保育を必要とする理由（p.3 参照）に該当しなくなった場合、または函館市外に転出した場合は、退所となります。退所日までに、在園している園に退園届を提出してください。

※1 か月以上の長期にわたり登園しない場合は、退所となることがあります。

(3) 現況届について

入所後、毎年6月頃、保育の必要性が継続されているか確認を行うため、現況届と保育を必要とする事由が確認できる書類の提出があります。必要書類の提出がない場合や保育を必要とする理由を満たしていない場合は、退所となります。

6 通常保育以外の保育サービスについて

函館市では延長保育などの保育サービスを実施しています。各施設によって実施している内容が異なりますので、施設一覧でご確認ください。（p.28～29 参照）

サービス名称	内 容
延長保育	利用する保育所等が定める時間帯を超えてお子さまをお預かりします。 申込みは、実施保育所等で直接行っております。 ※利用料は各保育所等にお問い合わせください。
休日保育	日曜・祝日にも、お仕事などで、常態的に日中保育することができないと認められる場合に利用できます。 原則、休日保育を利用する場合、代わりに平日（月～土曜日）に利用している入所施設において、利用しない日を設けていただきます。 利用を希望される方は、入所施設から申込書等を受け取り、実施施設の承認を受けてください。 ▷実施施設 中央認定こども園（新川町 1-5 TEL 0138-23-5111） 認定こども園杉の子保育園（本町 9-23 TEL 0138-51-7561） ▷必要書類 「休日保育利用申込書」および「休日保育および代替休日取得申出書」

7 公立保育園の民営化について

函館市では、保育環境の整備と保育サービス充実のため、アウトソーシング推進計画にもとづき、公立保育園を順次民営化してまいりました。保育園の民営化とは、函館市から社会福祉法人等に運営を移すこと（移管）です。

現在、公立保育園は認定こども園函館市つつじ保育園のみとなりましたが、今後におきましても、地域の実情を勘案し、民営化等の検討を進めてまいります。

必要な書類をすべて揃えたうえでお申込みください。

添付書類等が間に合わない場合は申立書等の提出により受付できる場合がありますので、申請時にご相談ください。

希望内容の変更は、申請期間のみ受付します。申請締切日以降は、「希望順位の変更」「希望園の変更・追加」等の変更はできなくなりますのでご注意ください。

保育所機能の手続き

▶ 申請書類は、函館市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017051700061/>



※次年度4月1日入所については、詳しくは11月頃にホームページに掲載するほか、市の窓口で入所のしおりを配布します。

(1) すべての方に提出していただく書類

ア 教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）	お子さま1人につき一部	p.16
イ 入所申込みにおける確認書	世帯につき一部	p.18
ウ 保護者が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類	保護者1人につき一部 ※保護者（父母等）両方必要です	p.19

(2) 該当する方のみ提出する書類（保育料等の算定に必要な書類）

区分	必要な書類
申請児童または同居する世帯員の中に、 障害者手帳または療育手帳をお持ちの方がいる場合	該当する方の手帳の写し ※特定施設等に入所または入院している場合は保育料算定の対象にならない場合があります。
申請児童または同居する世帯員の中に、 特別児童扶養手当の支給対象児童がいる場合	特別児童扶養手当受給者証
同居する世帯員の中に、障害基礎年金受給者がいる場合	障害基礎年金証明書
里親または養護施設の長が保護者となる場合	以下の書類いずれかの原本 ・里親委託証明書 ・児童相談所の長の証明書 ・通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書
申請児童のきょうだいの中に、下記施設に在籍、 または下記サービスを利用している就学前児童がいる場合 ・企業主導型保育事業 ・児童発達支援施設 ・施設型給付を受けない幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・児童心理治療施設	利用者負担額軽減対象施設にかかる在籍（利用）証明書 ※市の様式を使用してください。

(3) その他の必要書類

区分	必要な書類
郵送で申請する場合	保護者の以下の証明書類の写し ※両方必要です ・顔写真付き身分証明書：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの：マイナンバーカード、マイナンバーの記載のある住民票等
令和8年1月1日現在の保護者の住民登録地が函館市以外の場合 (転入する方、単身赴任の方等) ※個人番号(マイナンバー)を書類アに記載している、または写しを添付している場合は必要ありません。	令和8年1月1日現在、住民登録があった市区町村から発行される以下の書類の、いずれかの写し ※非課税の場合も、その旨を確認できる書類を提出してください。 ・令和8年度 納税通知書 ・令和8年度 特別徴収税額の通知書 ・令和8年度 市区町村民税所得課税証明書
函館市外から転入する方	・転入に関する申立書【途中入所申込み用】 ※市の様式を使用してください。 ・ひとり家庭の方は、戸籍謄本の写しが必要になる場合があります。
育児休業中の方	・育児休業切上の申立書【途中入所申込み用】 ※市の様式を使用してください。

【提出先】 函館市子ども未来部子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270
〒040-8666
函館市東雲町4番13号(市役所本庁舎1F)

《開庁時間》 平日8:45～17:30 土・日・祝祭日は受付できません。

亀田福祉課、湯川福祉課、各希望園でも受付を行っております。

◆次の施設はそれぞれの支所に申請してください。

- ・認定こども園 函館市つつじ保育園 → 恵山支所市民福祉課 TEL 0138-85-2335
- ・南かやべ認定こども園 → 南茅部支所市民福祉課 TEL 0138-25-6048

申請受付締切後でも、次の場合はすぐにご連絡ください

- ・仕事をやめた、または転職した場合
- ・勤務時間および勤務日数の変更があった場合
- ・転居または転出した場合
- ・結婚または離婚した場合
- ・新たに同居または別居する世帯員(祖父母等)がいる場合
- ・下の子を出産した、または新たに妊娠がわかった場合
- ・その他、申請書に記入した内容が変わる可能性がある場合

《連絡先》 子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270

!

申請内容が入所日時点の事実と異なることが判明した場合、利用調整の対象外または入所の取消となる場合があります。

■ア 教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）

おもて

【基本事項】消えないボールペンでご記入ください。

記入例

教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）

令和 X 年 5 月 11 日

函館市長 あて

函館市が保育給付認定等に必要な市町村民税等の情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額等に関する事項および当該申請書に記載する事項の中で運営上必要と認められる情報を特定教育・保育施設に対して提供することに同意し、子ども・子育て支援法に基づく保育認定（保育所等の利用申込（利用調整）を含む）および支給認定証の交付について申請します。

保護者 (申請者)	ふりがな	はこだて よしこ		日中の 連絡先	① 080-1234-1234 (続柄: 父・母)	
	氏 名	函館 良子			② 090-4321-4321 (続柄: 父・母)	
	生年月日	昭和・平成 X 年 7 月 4 日				
	住 所	函館市 東雲 町 O 丁目 4 番(地) 13 号				
申請に係 る小学校 就学前の 子ども	ふりがな	はこだて じろう		保護者との続柄	子	
	氏 名	函館 次郎				
	生年月日	平成・令和 X 年 7 月 8 日		(令和 X 年 4 月 1 日現在 0 歳)		
	健康状態	病歴・持病等	☒ なし ☐ あり (病名・症状)			
		発育・発達	相談している病院や施設等 ☐ なし ☒ あり (〇〇療育支援通所)			
アレルギー		☐ なし ☒ あり (卵 乳 小麦)				

卵を含むすべての食品不可

必ず☒してください。
アレルギー・病気・障害等
ある場合は詳細をご記入く
ださい。

1 保育の利用を必要とする事由等

父	☒ 就労 ⇒ 就労状況	☒ 月 ☒ 火 ☐ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☒ 土 / 8:45 ~ 17:30, ☐ 変則勤務 ※育児休業 (令和 年 月 日 まで)
	☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況 (勤務先, 就労時間・日数等や疾病の状況など))	
母	☒ 就労 ⇒ 就労状況	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☒ 土 / 9:00 ~ 17:00, ☒ 変則勤務 ※育児休業 (令和 8 年 7 月 7 日 まで)
	☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況 (勤務先, 就労時間・日数等や疾病の状況など))	
希望する 利用時間等	利用曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土
	利用時間	8 : 00 から 18 : 00 まで
	利用区分	☒ 標準時間 (11 時間まで) ☐ 短時間 (8 時間まで)

2 利用を希望する期間・施設（事業者）等

利用を希望する期間	令和 X 年 7 月 1 日 から	☒ 小学校就学 ☐ その他 (令
利用を希望する施設（事業者）等		
希望順位	施設（事業者）名	希望理由
第1希望	認定こども園〇〇	兄弟が通所しているため
第2希望	〇〇保育所	自宅から近いため
第3希望	認定こども園〇〇幼稚園	自宅から近いため

就労がない休日は通常、
保育を利用できません。
求職活動の場合、
平日・短時間の3か月間
の利用となります。

希望園のみ利用調整を行います。園を見学していない場合は利用調整前（入所希望月の前月まで）に見学を済ませてく
ださい。※市からの他園紹介を希望する方は、別紙「入所申込みにおける確認書」の No. 6 の『はい』に☒をし
てください。

個人番号（マイナンバー）・障がいの有無・住民登録地を必ずご記入ください。

3 世帯の状況		※住民票が同一かどうかにかかわらず同居している家族を記入してください。 ※欄が足りない場合は、世帯状況確認票を添付してください。															
	ふりがな 氏 名	児童との続柄	生年月日						職業（勤務先）または学校名（学年）等						障がい の有無	RX. 1. 1 現在の 住民登録地	備考
申請 児童	はこだて じろう 函館 次郎	本人	X 年 7 月 8 日												☐ 有 ☒ 無	☒ 函館市 ☐ 函館市以外 ()	
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3			
保護者	はこだて たろう 函館 太郎	父	X 年 6 月 1 日						〇〇株式会社						☐ 有 ☒ 無	☐ 函館市 ☒ 函館市以外 (〇〇県〇市)	単身 赴任
		個人番号	1	1	2	2	2	1	0	1	3	4	0	1			
	はこだて よしこ 函館 良子	母	X 年 7 月 4 日						株式会社〇〇企画						☐ 有 ☒ 無	☒ 函館市 ☐ 函館市以外 ()	
		個人番号	1	2	6	6	7	7	8	8	2	2	1	1			
その他の同居家族	はこだて いちろう 函館 一郎	兄	XX 年 12 月 1 日						〇〇小学校						☐ 有 ☒ 無	☒ 函館市 ☐ 函館市以外 ()	
		個人番号	3	2	2	1	1	1	4	4	5	6	7	8			
	はこだて はなこ 函館 花子	姉	X 年 9 月 1 日						〇〇認定こども園						申請時点で既に入所児童 場合は園名をご記入くだ		
		個人番号	1	2	4	5	5	6	7	8	8	9	1	0			
	はこだて よしみ 函館 良美	祖母	XX 年 8 月 1 日						無職						☒ 有 ☐ 無	☒ 函館市 ☐ 函館市以外 ()	〇〇 障害者 手帳 1級
		個人番号	2	1	3	3	1	4	5	6	7	1	1	3			
家庭の状況		☒ 生活保護・中国残留邦人等支援給付の適 ☐ ひとり親家庭（婚姻歴 ☐ あり/ ☐ なし）															

該当者はご記入ください。

と經由して函館市に提出する場合)

年 月 日

施設（事業者）名	担当者	
	連絡先	
備 考		

* 函館市処理欄			
認 定 番 号		こどもコード	
認定区分等	☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 短 （標準・短）		
認定の可否	可（令和 年 月 日認定） ・ 否（否とする理由）		
支給（入所）の可否	可 ・ 否（否とする理由）		
	☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型		
支給（利用）期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
入所施設（事業者）名			
施 設 区 分	☐ 認定こども園[☐ 連 ☐ 幼(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保(☐ 保 ☐ 幼)] ☐ 保育所 ☐ 企業主導型		
備 考			

(本庁受付印)

処 理				
確認	確認	入力	入力	受付
				本・湯・亀

■イ 入所申込みにおける確認書

【基本事項】

消えないボールペンでご記入ください。

記入例

【年度途中入所申込み用】

保育所および認定こども園（保育所機能）

入所申込みにおける確認書

見学していない希望園がある場合は見学予定日を必ずご記入

1 見学について

1) 希望園の見学はいつ行う予定ですか。

※やむを得ない事情がある場合を除き、希望するすべての園の見学を済ませてください。

第1希望 済 未 (月 日)
第2希望 済 未 (月 日)
第3希望 済 未 (5 月 16 日)

2) 入所後、最低6か月間は転園ができないことについて同意しますか。

☒ はい

2 利用調整について

利用調整の結果、希望する園への入所が決まらない場合があることについて理解していますか。

☒ はい

3 希望園の変更について

希望園の変更がある場合は、申請書を再提出いただくことについて同意しますか。 ※電話、メール等による変更はできません。

☒ はい

4 申請書類の記載内容について

申請内容が入所日時点の事実と異なることが判明した場合、利用調整の対象外または入所の取消となることについて同意しますか。 ※保育を必要とする理由や世帯状況に変更が生じた場合は、すみやかにお申し出ください。

☒ はい

5 きょうだいで同時申請する世帯について

新規で同時に入所申請するきょうだいのうち、希望園に入所できない児童がいる場合は下記のうちどちらを希望しますか。

☐ 別々の園に同時入所します。 ☐ 入所できる児童のみ入所します。 ☐ 全員同じ園でなければ入所しません。

6 他園紹介について

☒ をした方のみ他園紹介を行います。

申請書に記入した希望園がすべて入所不可の場合、他園の紹介を希望しますか。

☒ はい ☐ いいえ

7 入所が決まらなかったときについて

1) 次月以降、利用調整の継続を希望しますか。 ※今年度3月入所まで。(求職活動の場合は3回限り)

☒ はい ☐ いいえ
(取り下げ)

「はい」の方 利用調整を引き続き行う理由は、以下のうちどれですか。

☒ 自宅近隣を希望のため ☐ きょうだいが通園しているため ☐ その他

申請書に記載した希望園全てに入所できない場合のみ証明書を発行します。

2) 入所が決まらなかった場合、保護者が自宅で保育を行いますか。

☒ はい ☐ いいえ

「はい」の方 育児休業を延長する予定ですか。 ※育児休業の延長については、就労先とご相談ください。

☒ はい ☐ いいえ

「はい」の方 『保育所等に入所できない事実の証明書』の発行を希望しますか。

※別途申請が必要です。発行手数料(¥300)がかかります。
※育児休業給付金についてのご質問は一切お答えできません。就労先もしくはハローワークにお問い合わせください。

☒ はい ☐ いいえ

「いいえ」の方 日中、お子さまの保育をどのように行いますか。

他の施設を利用	☐ 認可外保育施設	☐ 企業主導型保育施設	☐ 勤務先の保育室
その他	☐ 祖父母等の親族が保育	☐ 一時預かり事業	☐ ファミリー・サポート・センター
転園の方	☐ 現在の園を利用	☐ 退園する	

本確認書および「保育所等入所申込み案内」をよく読み、内容について確認しました。

令和 X 年 X 月 XX 日

申請児童名 **函館 次郎**

父氏名(自署) **函館 太郎**

保護者による記入が必要です。
(自署)

母氏名(自署) **函館 良子**

受付印

記入不可

■ウ 保護者（父母等）が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類

※申請期間内に下記書類を揃えることが難しい場合は、子どもサービス課窓口までご相談ください。

保育事由	必要な書類		備考
就労	被雇用者	就労証明書	勤務先に記入を依頼してください。 就労内定の場合も就労証明書の様式で提出ください。
	自営	就労(自営業)申立書	
		事業内容が確認できる公的書類の写し	確定申告書・開業届など ※提出予定・提出年月日が確認できるもの ※令和8年1月以降に開業した方は、開業届のほかに、税務署が交付する「リーフレット」の提出が必要となります。 ※申告書等の提出した事実を確認する方法については税務署にご確認ください。
	請負(内職)	業務請負(内職)申立書および証明書	事業主に記入を依頼してください。
妊娠・出産	母子手帳の写し ・表紙、出産予定日記載ページ		
疾病・障がい	(a)診断書の本書または写し		「疾病名」と「日中自宅での保育が困難であること」の記載が必要です。
	(b)障害者手帳・療育手帳等の写し		手帳の等級により診断書が必要な場合があります。
介護等	親族介護(看護)申立書		
	介護等を必要とすることがわかる書類		診断書の本書もしくは写し、または要介護状態がわかる書類
災害復旧	災害復旧に従事していることがわかる書類		
求職活動 (起業の準備を含む)	求職活動	求職活動申立書	
		求職活動中であることがわかる書類	ハローワーク受付票の写しなど
	起業準備	申立書	
		起業準備していることがわかる書類	
就学・職業訓練	在学証明書の本書または写し		
	1日の受講時間がわかる書類		カリキュラムや時間割など
その他	申立書等（市にご相談ください）		

■就労証明書（勤務先に記入を依頼してください。）

《記入例》

就労証明書

函館市長（函館市福祉事務所長） 宛

【基本事項】

- ・原本を提出してください。
- ・手書きの際は、鉛筆や消えるボールペンを使用せず、消えないペンでご記入ください。
- ・間違えた箇所は二重線を引いてください。

※訂正印不要、修正テープ・修正液不可

【記入項目】

◎印…必ずご記入ください。 ○印…該当者のみご記入ください。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	XXXX	年	XX	月	XX	日
事業所名	函館●●株式会社						
代表者名	代表取締役 五稜郭 一郎						押印不要
所在地	函館市東雲町4番13号						
電話番号	●●●● — ●● — ●●●●						
担当者名	五稜郭 良恵						
記載者連絡先	●●●● — ●● — ●●●●						

No.	項目	記載欄																										
1	業種	☐ 農林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 情報通信業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 業・保険業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス業 ☐ 娯楽・文化・スポーツ業 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 健康・福祉・介護業 ☐ 他()																										
◎ 2	フリガナ 本人氏名	ハコダテ ヨシコ 函館 良子 生年月日 XXXX 年 7 月 4 日																										
◎ 3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) XXXX 年 4 月 1 日 ~ XXXX 年 3 月 31 日																										
◎ 4	本人就労先事業所	名称 ●●●函館駅前支店 住所 函館市若松町○番○号																										
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計士 ☐ 自営業主 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託																										
◎ 6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>祝日</th> <th>合計 時間</th> <th>月間</th> <th>時間</th> <th>分</th> <th>(うち休憩時間 分)</th> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☐</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> <td>64</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 一月当たりの就労日数 月間 16 日 一週当たりの就労日数 週間 4 日 平日 9 時 0 分 ~ 13 時 0 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 日祝 時 分 ~ 時 分	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間 分)	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐		64	0		
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間 分)																
☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐		64	0																		
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																										
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	任意で記入																										
○ 8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 期間 XXXX 年 5 月 14 日 ~ XXXX 年 9 月 2 日																										
○ 9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 XXXX 年 9 月 3 日 ~ XXXX 年 7 月 7 日																										
○ 10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																										
○ 11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み XXXX 年 7 月 8 日																										
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																										
◎ 13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無																										
○ 14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																										
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 任意で記入 ☐ 否																										
○ 16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																										
17	単身赴任期間(予定含む)	任意で記入																										
18	備考欄																											
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> ※保護者がご記入ください。	児童名	生年月日	施設		年 月 日			年 月 日			年 月 日															
児童名	生年月日	施設																										
	年 月 日																											
	年 月 日																											
	年 月 日																											

本証明書の有効期間は
証明日から6か月間です。
例:4月1日入所希望の場合、
10月1日以降に証明された書類が
有効となります。

右上の記載と異なる場合は、
本人が実際に働いている就労先
をご記入ください。

固定就労・変則就労のいずれかを選び、
雇用契約に基づく就労時間(休憩時間を含む)を
ご記入ください。

該当の方は、育児休業期間
および復職日は必ずご記入ください。

有期雇用の場合、更新の有無を必ず
ご記入ください。

証明日時時点で就労を開始していない
場合は、備考欄に就労内定であることを
ご記入ください。

【お問い合わせ先】
函館市子ども未来部子どもサービス課
☎0138-21-3270

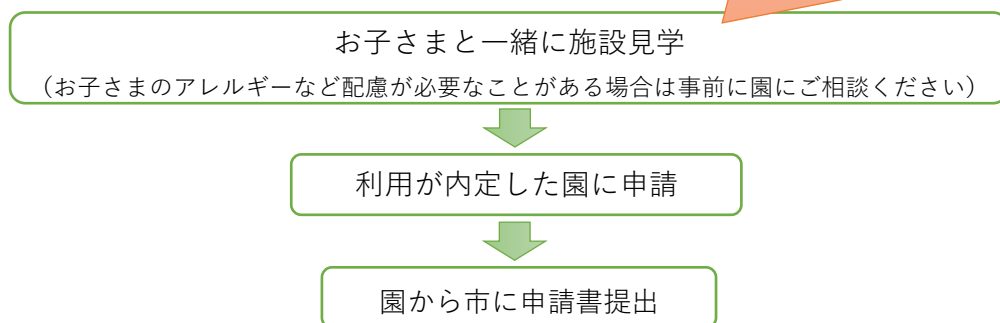
2. 幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用

1 教育・保育給付認定（1号認定）と申請手続きについて

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用を希望する場合は、居住する市町村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

（１）利用できる方について・・・満３歳以上のお子さま

（２）入園決定までの流れ



（３）必要書類

■すべての方に提出していただく書類（申請時点の状況を確認できるもの）

教育・保育給付認定等申請書（1号認定）	お子さま1人につき一部	p.23
---------------------	-------------	------

■該当する方のみ提出する書類（副食費の徴収免除可否に必要な書類）・・・p.14

■その他の必要書類・・・p.14

※1号に加えて、預かり保育事業を利用する場合には p.22「2 預かり保育にかかる無償化について」をご確認ください。

【受付期間】入園を希望する園の申込み期間（各園にお問い合わせください）

【提出先】入園が内定している園

※園と保護者との入所の契約にもとづいた認定となり、園を通じて市へ申請となります。

（４）保育料および副食費について

保育料は無料となりますが、副食費（おかず・おやつ代）は保護者負担となります。ただし、一定の所得以下の世帯や第3子以降の子どもは副食費が徴収免除となります。徴収免除の可否は、保護者の市町村民税額や世帯の課税状況によって決定します。徴収免除の場合は市から副食費徴収免除決定通知書が交付されます。

■副食費徴収免除の可否と市町村民税の課税年度・・・p.8

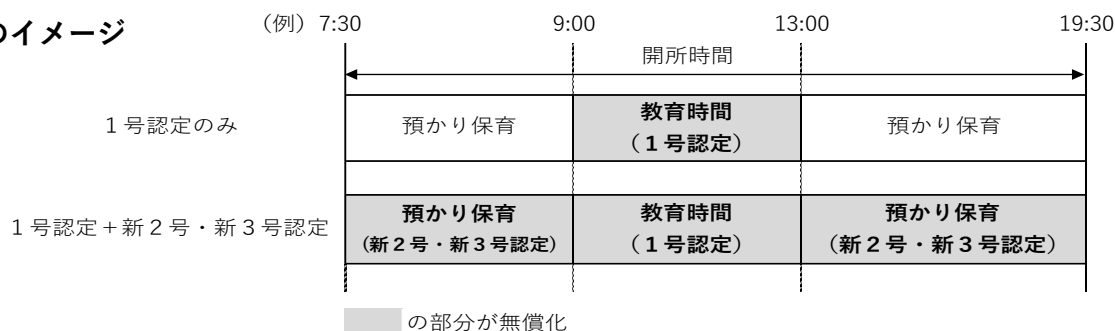
■副食費徴収免除の判定について・・・p.10

（１）預かり保育事業と施設等利用給付認定について

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）では、1号認定を受けて利用するお子さまを対象に教育標準時間の前後や長期休業日に預かり保育事業を実施しています。施設により利用時間、利用料は異なります。

預かり保育事業を利用する際、保育の要件等を満たす場合は施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）を受けることで預かり保育の利用料が一定金額まで無償となります。

■利用のイメージ



■認定区分と無償化の上限等

		新2号認定	新3号認定
対象		満3歳到達以後， 最初の3月31日を経過 年少クラス（3歳児クラス）から	満3歳到達以後，最初の3月 31日まで(非課税世帯のみ) 満3歳クラス（2歳児クラス）
保育の要件		p.3 参照	
認定期間			
無償化の 上限額	令和8年9月まで	月額 11,300 円まで	月額 16,300 円まで
		※利用日数に応じて上限額は変動（450 円×利用日数）	
	令和8年10月から	月額 12,300 円まで	月額 17,700 円まで
		※利用日数に応じて上限額は変動（490 円×利用日数）	

新3号・新2号認定利用にあたっての注意事項

* 新3号・新2号は、保育要件がある方が、1号認定にプラスするような形で認定を受けます。

保育機能の2号認定と組み合わせることはできません。

* 年度中に満3歳を迎えても、年少クラス（3歳児クラス）になるまでは新2号認定の対象になりません。満3歳クラス（2歳児クラス）のお子さまは、非課税世帯であれば新3号認定の対象になります。（クラス年齢は表紙をご確認ください。）

* 無償化の上限額を超えた場合、保護者の方の自己負担となります。

例. 施設の長期休業日（夏休みや冬休み）に利用した場合、上限額を超えることがございます。

*** 利用後さかのぼって認定することはできません**

無償化の対象となるのは市へ申請した日以降の利用料となり、申請日より前に利用していた預かり保育については無償化の対象となりませんのでご注意ください。

* 就労証明書の提出が遅くなる等、申請時に添付書類を揃えられない理由がある場合は、事前に市へご相談ください。

3. 子育て支援等

1 子育て支援事業

保育所等を利用していない小学校就学前までのお子さまがいる家庭を対象として、次の事業を実施しておりますので、ご利用ください。

事業名	内 容
一時預かり事業 (一般型) 	冠婚葬祭や保護者の疾病等の突発的な事情や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担の軽減のため、お子さまを保育所・幼稚園・認定こども園でお預かりします。(基本の保育時間は8時間となっております。) 申込みは、実施施設で直接行っております。 実施施設は、p.28～29をご参照ください。函館市の公式LINEの保育園検索からも検索可能です。 ※利用料金は実施保育所等にお問い合わせください。
子育てサロン (13か所) 	子育て世帯間の交流を深める取り組みのほか、子育て等に関する相談や援助、子育て関連情報の提供、子育て等に関する講習等を実施しています。 子育てサロンの利用は無料です。 開所時間や週間プログラム等は、各サロンに直接お問い合わせください。
子育て支援隊 (ホームスタート美原) 	研修を受けた子育て経験者のボランティアによる家庭訪問型の子育て支援です。 主なサービス内容は、子育てに関する悩み等の傾聴、効率的な家事の仕方や離乳食レシピ等の情報提供、利用できる子育て支援の情報提供等です。ベビーシッターや家事代行はできません。 ▷美原子育てサロン(美原 1-29-21) TEL 0138-62-2020
函館市ファミリー・サポート・センター 	地域において、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織です。函館市居住の方ならどなたでも会員になれます。 利用前に、会員登録が必要となりますので、直接センターに電話のうえ、お申し込みください。 ▷函館市ファミリー・サポート・センター 函館市総合福祉センター3階(若松町33-6) TEL 0138-23-3920
こども誰でも通園制度 	認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設を利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象に、理由を問わずに、月10時間まで保育を利用できる制度です。 ご利用前に、函館市へ認定申請を行う必要があります。 利用料は実施施設が定める額となります。※軽減措置あり 実施施設や利用方法については、ホームページをご覧ください。

病児保育事業



子どもが病気やケガの時、仕事や用事などで保護者が保育をすることができない場合に、看護師や保育士など専門スタッフのいる専用の保育室で一時的に子どもを預かります。利用前に、実施施設への事前登録が必要となりますので「病児保育登録票」を郵送またはメールにてご提出ください。

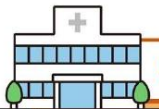
また、市公式LINEでもお手続きができます。

(メニュー → 申請 → 子育て → 保育所関係 → 病児保育利用登録)

▷市立函館病院 愛児園 病児保育室 (港町1-5-10) TEL 0138-83-5745

詳しくは下記をご覧ください

函館市病児保育 のご案内



病児保育事業とは

子どもが病気やケガの時、仕事や用事などで保護者が保育をすることができない場合に、看護師や保育士など専門スタッフのいる専用の保育室で一時的に子どもを預かります。



対
象
と
な
る
子
ど
も

下記のすべてに該当する子どもが対象

- ① 当面、症状の急変が認められない
- ② 市内に居住または保護者が市内の事業所に勤務している
- ③ 生後6ヶ月から小学校6年生までの子ども

利用料金
(1日)

函館市にお住まいの方: **1,000** 円

市外にお住まいで保護者が
市内の事業所に勤務している方: **3,000** 円

延長料金:
10分 200円

※上記のほか物品等の提供があった場合は実費がかかります。

※市内に居住している生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯は利用料が免除となる場合がありますので利用時にお申し出ください。

ご利用には利用登録が必要です

「病児保育登録票」の提出後、1週間程度で病児保育室をご利用できます。

提出先

郵送: 〒041-0821 函館市港町1丁目5-10 市立函館病院 愛児園 あて
提出専用メールアドレス: aijien@hospital.hakodate.hokkaido.jp

病児保育登録票は下記のページからダウンロードできます。

「函館市病児保育のご案内」

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023032700050/>



～市公式LINEからも登録できます～

メニュー → 申請 → 子育て → 保育所関係 → 病児保育利用登録

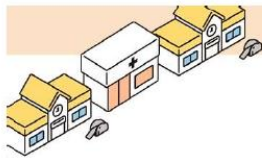


お問い合わせ

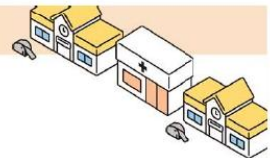
函館市 子ども未来部子どもサービス課 0138-21-3284

利用登録方法や利用に関する注意事項については実施施設に直接お問い合わせください。

=利用の流れ・実施施設は裏面にあります=



ご利用の流れ



登録

利用登録の申請

急な利用に備えて時間のあるときに登録をお願いします。
「病児保育登録票」を実施施設にご提出いただいてから
ご利用できるまでに1週間程度かかります。

市ホームページから
ダウンロード



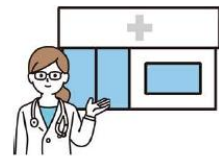
利用日まで

1 仮予約

実施施設へ連絡し、利用の仮予約を行ってください。
※当日および翌日の予約が可能です。

2 かかりつけ医を受診

受診時に「医師連絡票」をもらってください。
※医師連絡票の発行にかかる文書料については、受診する医療
機関にお問い合わせください。



3 本予約

医師連絡票を手元にご用意のうえ実施施設へご連絡ください。

当日

利用当日

持ち物、支払方法など利用にあたっての詳細については、実施施設
にご確認ください。

実施施設

市立函館病院内保育施設 愛児園

住所：函館市港町1丁目5-10

利用日時：月曜日～金曜日 7:30～17:30
(祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ

0138-83-5745

(月曜日～金曜日 7:30～17:30)

<https://www.kanbyou.jp/sick-childcare/>



高等看護
学院

愛児園

市立函館病院

正面玄関

駐車場

■函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)

妊娠・出産や子育てに関する市からのお知らせやイベント情報を受け取ることができるほか、妊娠中の健診記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理などができるアプリです。



■楽しい子育て応援サイト「はこすく」

子育て世代に役立つ情報をわかりやすくまとめて、リニューアルしました。お出かけ情報やイベント情報も満載で、まるで SNS を眺めるように楽しめるサイトを目指しています。



■子育て支援コンシェルジュ

はこだてキッズプラザ内の子育て相談室では、「子育て支援コンシェルジュ」が子育て全般に関する相談とともに、子ども・子育て支援サービスに関する情報提供などを行っています。どんな内容でも、話をするだけでも構いません。お気軽にご相談ください。



■子ども家庭センター（函館市五稜郭町23-1 函館市総合保健センター1階）

マザーズ・サポート・ステーション

「産後、気持ちが落ち込んでいて誰かに相談したい」「子どもの発達が気になる」など、子育て世代の女性が抱える様々な悩みに対し、専任の保健師・助産師が相談に対応し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

来所での相談、電話、電子メールでの相談を行っています。

■相談時間／ 8:45～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

TEL 0138-32-1565 FAX 0138-32-1506



子どもなんでも相談110番

子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育園・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラー、虐待など、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談を受け付けています。

■相談時間／月曜日 8:45～19:00

火曜日～金曜日 8:45～17:30（面接相談は、予約制）

TEL 0138-32-3192 みんなで行くじ FAX 0138-32-1506 E-mail: : kodomo110@city.hakodate.hokkaido.jp

お子さんからの相談もお受けします！パソコン、スマートフォン、携帯ゲーム機からも相談できます。

子ども専用電話 TEL 0800-800-0879 おはなしきくよ ※フリーダイヤルです。
子ども専用ページ 右のQRコードから読み取ることができます。



令和8年度(2026年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R8.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の 設定時間	乳児 保育	延長保育時間	一時預かり		休日 保育
										一般 型	在 園 児	
西部地区												
	はこだて元町認定こども園	○	○	弥生町1-24	22-4847	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	自	○	
	認定こども園 遺愛幼稚園	○	○	元町4-1	22-0419	7:30～18:30 注:土曜休園	8:30～16:30 9:00～17:00	◎	-	○	○	
	認定こども園 元町白百合幼稚園	○	○	元町15-30	23-3551	7:30～18:30	8:30～16:30	⑥	-		○	
	認定こども園 龍谷幼稚園	○	○	東川町12-24	23-0274	7:30～18:30	8:00～16:00	⑥	-		○	
	認定こども園 函館高砂保育園	○	○	若松町35-16	23-5740	7:00～18:00	8:00～16:00	○	18:00～20:00	自	○	
中央部地区												
	中央認定こども園	○	○	新川町1-5	23-5111	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～20:00	自	○	○
	はまなす認定こども園	○	○	千歳町15-5	22-7484	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	○	○	
	いづみ認定こども園	○	○	堀川町30-3	51-8736	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:15	○	○	
	認定こども園 函館大谷幼稚園	○	○	千代台町10-10	51-1674	7:30～18:30	7:30～15:30	⑥	18:30～19:00		○	
	ゆりかご認定こども園	○	○	中島町33-18	55-8847	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	自	○	
	認定こども園 眞宗寺保育園	○	○	中島町32-13	53-4331	7:30～18:30	8:30～16:30	⑥	18:30～19:30	自	○	
	認定こども園 函館藤幼稚園	○	○	宮前町26-6	41-3569	7:30～18:30	8:30～16:30	◎	-	自	自	
	かめだ認定こども園	○	○	宮前町33-11	41-5219	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	自	○	
	青い鳥保育園	○		大川町4-27	43-8161	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:15	○		
	認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	○	○	田家町9-30	42-4471	7:30～18:30	8:30～16:30 9:00～17:00	②	18:30～19:00		○	
	認定こども園 杉の子保育園	○	○	本町9-23	51-7561	7:30～18:30	9:00～17:00	○	18:30～19:30	○	○	○
	函館三育認定こども園	○	○	五稜郭町7-22	51-7664	7:00～18:00	8:00～16:00	○	18:00～20:00	○	○	
	幼保連携型認定こども園 認定こども園 国の華幼稚園	○	○	梁川町19-17	51-0738	7:30～18:30	8:30～16:30 9:00～17:00	○	18:30～19:00	○	○	
	認定こども園 函館市松陰保育園	○	○	松陰町30-5	52-2217	7:30～18:30	8:00～16:00	○	18:30～20:30	自	○	
	認定こども園 函館ちとせ幼稚園	○	○	松陰町9-7	55-4182	7:30～18:30	8:30～16:30	⑥	-	○	○	
	函館短期大学付属幼稚園		○	柏木町7-26	51-2757	★9:00～14:00	-		-		○	
	公益財団法人鉄道弘済会 人見認定こども園	○	○	人見町9-3	52-5707	7:15～18:15	9:00～17:00	○	18:15～19:15	○	自	
	うみの星認定こども園	○	○	日乃出町27-3	54-1333	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	自	○	
東中部地区												
	駒場認定こども園	○	○	駒場町10-22	55-0149	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	自	○	
	認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	○	○	駒場町14-10	51-3046	7:30～18:30	8:30～16:30	⑥	18:30～19:00		○	
	認定こども園 函館深堀保育園	○	○	深堀町27-2	33-0033	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:15	自	○	
	認定こども園 函館上湯川保育園	○	○	上湯川町10-12	57-2619	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	自	○	
	おおぞら保育園	○		上湯川町45-29	57-2586	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:15			
	認定こども園 旭岡保育園	○	○	西旭岡町1-29-10	50-2688	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～18:30	○	○	
	認定こども園遺愛旭岡幼稚園	○	○	西旭岡町2-6-1	50-3308	7:30～18:30	9:00～17:00	◎	-	○	○	
	認定根崎こども園	○	○	高松町426-1	57-4567	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～18:45	○	○	
	認定こども園 高丘幼稚園	○	○	高丘町27-33	57-3621	7:30～18:30	8:30～16:30	○	18:30～19:00	○	○	
	つくし認定こども園	○	○	榎本町16-17	59-2366	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～19:00	自	○	
	認定こども園 函館福ちゃん保育園	○	○	日吉町4-13-5	52-4151	7:30～18:30	8:30～16:30	○	18:30～19:00	○	○	
	函館花園認定こども園	○	○	花園町32-1	51-7545	7:15～18:15	8:00～16:00	○	18:15～19:15	自	○	
	認定こども園 花園大谷幼稚園	○	○	花園町17-17	54-2640	7:30～18:30	7:30～15:30	⑫	-		○	

令和8年度(2026年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R8.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の 設定時間	乳 児 保 育	延長保育時間	一時預かり		休日 保 育
										一 般 型	在 園 児	
北東部地区												
	函館白百合学園幼稚園		○	山の手2-6-3	52-0945	★8:30～13:30	-		-	○	○	
	あすなろ保育園	○		東山2-18-1	53-7011	7:15～18:15	8:00～16:00	③	-	○		
	認定こども園 函館ひかり幼稚園	○	○	神山3-52-8	54-2220	7:30～18:30	8:30～16:30	⑫	-		○	
	認定こども園 つぐみ保育園	○	○	鍛冶2-3-9	54-6206	7:00～18:00	8:30～16:30	○	18:00～18:30	○	○	
	函館大谷短期大学附属認定こども園	○	○	鍛冶1-2-3	56-1038	7:00～18:00	8:30～16:30 8:00～16:00	⑥	18:00～19:00		○	
	鍛冶さくら認定こども園	○	○	鍛冶1-11-21	30-6611	7:15～18:15	8:45～16:45	○	18:15～19:15	○	○	
	神山保育園	○		中道2-45-2	51-8339	7:15～18:15	8:00～16:00	⑥	18:15～18:45			
	かぜのこ認定こども園	○	○	富岡町2-59-11	42-3004	7:00～18:00	8:00～16:00	○	18:00～19:00	自	自	
	認定こども園 太陽の子幼稚園	○	○	富岡町1-42-12	41-1929	7:00～18:00	8:00～16:00	○	18:00～19:00		自	
	五稜郭認定こども園	○	○	亀田本町8-18	42-0731	7:00～18:00	8:00～16:00	○	18:00～19:00		自	
	なかよし認定こども園	○	○	昭和3-15-10	42-6218	7:00～18:00	8:00～16:00	○	18:00～19:00		○	
	認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	○	○	美原1-28-10	41-6585	7:30～18:30	8:30～16:30	◎	-		○	
	認定こども園 函館美原保育園	○	○	美原1-29-21	62-2011	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:15	○	○	
	函館あおい認定こども園	○	○	美原2-46-10	46-1008	7:30～18:30	8:00～16:00	⑥	18:30～19:00		○	
	認定こども園 コバト保育園	○	○	美原3-31-6	46-9923	7:30～18:30	8:30～16:30	○	18:30～19:30	自	自	
	赤川認定こども園	○	○	赤川町161-2	34-3939	7:15～18:15	8:45～16:45	○	18:15～19:15	○	○	
	つくしの子保育園	○		亀田中野町57-15	46-8874	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:15	自		
	認定こども園 函館石川保育園	○	○	石川町39-8	47-6616	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:15	○	自	
北部地区												
	函館めぐみ幼稚園		○	桔梗町433-43	47-1735	★9:30～13:30 ★11:00～15:00	-		-		○	
	認定こども園 函館桔梗保育園	○	○	桔梗3-1-29	47-1337	7:15～18:15	8:00～16:00	○	18:15～19:15		○	
	認定こども園 ききょう幼稚園	○	○	西桔梗町221-60	49-0313	7:30～18:30	8:30～16:30	③	-		○	
	認定こども園 函館亀田港保育園	○	○	亀田港町52-14	41-0365	7:15～18:15	8:30～16:30	○	18:15～19:00	○	○	
	認定こども園 第二太陽の子幼稚園	○	○	亀田港町13-5	41-9345	7:00～18:00	8:00～16:00	○	18:00～19:00		○	
	函館大谷短期大学附属港認定こども園	○	○	港町1-25-1	83-2412	7:15～18:15	8:15～16:15	○	18:15～19:15	○	自	
東部地区												
	南かやべ認定こども園	○	○	川汲町1601-1	25-6677	7:15～18:15	8:15～16:15 8:45～16:45	○	18:15～19:15	自	○	
	認定こども園 函館市つつじ保育園	○	○	日ノ浜町172-8	85-3555	7:15～18:15	8:00～16:00	○	18:15～19:15		自	
国公立幼稚園												
	函館市立戸井幼稚園		○	小安町523-7	82-3577	★8:45～13:30	-		-		自	
	北海道教育大学附属函館幼稚園		○	美原3-48-6	46-2237	★8:45～14:00	-		-		自	

- 上記一覧表の開園時間、保育短時間の設定時間およびその他の保育等の実施状況は変更となる場合があります。
- 上記★は、幼稚園における教育標準時間(幼稚園機能での利用時間)です。開園時間は各園にお問い合わせください。
- 乳児保育
 - ：生後57日目以降
 - ②：2か月以上
 - ③：3か月以上
 - ⑥：6か月以上
 - ⑩：10か月以上
 - ⑫：満1才から
 - ◎：亀田ゆたか幼稚園・・・1才児クラスから
函館藤幼稚園・・・1才6か月以上
遺愛幼稚園・遺愛旭岡幼稚園・・・満2歳から

- 延長保育
利用料および保育短時間を超える延長保育の実施については、各園によって異なりますので直接園へお問い合わせください。

- 一時預かり
一般型：主に保育所等に通っていない乳幼児を一時的に保育
在園児：主に在園児を教育時間の前後または長期休業日等に保育
自・・・自主事業として園独自に実施している
○・・・函館市の補助事業として実施している

- 休日保育
日曜・祝日に保育を実施

保育園検索

函館市公式LINEから保育園検索
ができるようになりました。
自宅や職場など、指定の地点から
近い園を検索することができます。



♡♡♡ ご自宅からオンラインで申請ができます ♡♡♡

マイナンバーカードをお持ちの方は、曜日や時間帯にかかわらず、いつでも・どこでもお好きなタイミングで「マイナポータル」から申請ができます。

※窓口の受付と受付期間が異なりますので、ご注意ください。

※R8.11 以降に申請する際は「マイナアプリ」のダウンロード（「マイナポータルアプリ」をダウンロード済みの場合はアップデート）が必要です。なお、アプリに関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

お申込みはQRコードから

【年度途中入所】



【4月1日入所】



カンタン・便利！
ぜひご利用ください♪



保育所等の入所，子育て支援事業等に関する問い合わせ先

■保育所等の入所，保育料の決定に関すること

子どもサービス課（認定・入退所担当）	TEL 0138-21-3270
恵山福祉課	TEL 0138-85-2335
南茅部福祉課	TEL 0138-25-6045

■認可保育所の保育料の納付に関すること

子どもサービス課（サービス・給付担当）	TEL 0138-21-3030
---------------------	------------------

■保育サービス，子育て支援事業に関すること

子どもサービス課（サービス・給付担当）	TEL 0138-21-3272
---------------------	------------------

■こども誰でも通園制度に関すること

子どもサービス課（認定・入退所担当）	TEL 0138-21-3270
--------------------	------------------

■施設への指導に関すること

子どもサービス課（指導監査担当）	TEL 0138-21-3935
------------------	------------------

発行：子ども未来部子どもサービス課 認定・入退所担当

【住 所】	〒040-8666 函館市東雲町4番13号
【TEL】	0138-21-3270（直通）
【E-mail】	kodomo-nn@city.hakodate.hokkaido.jp
【受付】	平日 午前8時45分～午後5時30分